

令和元年7月4日

事業者 各位

自動車技術安全部長

初任、高齢、事故惹起運転者の適性診断の受診の徹底について

自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき、新たに雇い入れた者、満65歳以上の者、死者または重傷者を生じた事故を引き起こした者に対し、それぞれ国土交通大臣が認定する適性診断（以下「適性診断」という。）を受けさせなければならないとされています。

今般、平成30年度における関東運輸局管内の事業者に対する監査結果を精査したところ、適性診断が未受診であったことにより行政処分等を受けたものが、全処分等件数の3割を超えていることが確認されました。

関東運輸局においては、「事業用自動車総合安全プラン2020」を踏まえた管内の事故削減目標達成のため「関東地域事業用自動車安全施策」を策定しているところですが、今年度の同施策において、「初任、高齢、事故惹起運転者に対する指導監督の更なる強化」を項目に追加したところです。

また、最近、自家用自動車を含め高齢運転者の運転行動に起因すると思われる事故が注目されており、こうした事故を未然に防ぐには、高齢運転者に適性診断を確実に受診させ、その結果に基づき、運転者の個々の運転特性や加齢に伴う身体機能の変化を本人が十分に理解して、それを踏まえた運転をするよう指導及び監督を行うことが重要です。

このため、運転者に対して初任、高齢、事故惹起運転者の適性診断の受診を徹底するようお願いします。

適性診断の受診が必要な運転者と受診時期

	対 象 者	受 診 時 期
初任運転者	新たに雇い入れた者(貸切以外は、過去3年以内に適性診断(初任)を受診した者を除く)	運転者として選任する前
高齢運転者	65歳以上の者	65歳に達した日以後1年以内に1回、その後は、3年に1回 ※旅客運送事業者の運転者は、その後、75歳に達した日以後1年以内に1回、その後1年に1回
事故惹起運転者	・死亡事故・重傷事故を惹起した者 ・軽傷事故を惹起し、過去3年間に事故を惹起したことがある者	事故後に再度乗務する前(やむを得ない場合、乗務開始1ヶ月以内)